

改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法 第23条第5項に基づき、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。 *2012年(平成24年)10月1日施行
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

対象期間=2019年7月1日~2020年6月30日

派遣労働者の数	0
派遣先の数	0
労働者派遣に関する料金額	0
派遣労働者の賃金額	0
マージン率	0
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	就労先別に応じて送出し 教育を実施
派遣労働者の待遇決定方式	労使協定方式を締結
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社(当事業所 TEL078-599-7151)

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

会社名	株式会社 M&Yテクノス
許可番号	派28-301544